

第1回 東名遺跡保存モニタリング委員会 次第

■日時：平成30年2月9日（金）

13時15分～15時15分

■場所：佐賀市エコプラザ 2F 会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 委員長選任

5. 委員長あいさつ

6. 議事

（1）東名遺跡の現状と課題について

（2）委員会の位置付けと方向性について

（3）平成29年度モニタリング調査結果について

（4）その他

7. 閉会

東名遺跡保存モニタリング委員会委員名簿

氏名	専門分野	役職名	備考
みうら のりひこ 三浦 哲彦	工法	佐賀大学 名誉教授	
こうもと まさゆき 甲元 眞之	考古学	熊本大学 名誉教授	佐賀市埋蔵文化財センター基本構 想等検討委員会委員
しもやま しょういち 下山 正一	地質学	佐賀大学低平地沿岸海域研究セン ター 客員研究員	元東名遺跡調査指導委員会委員
さわだ まさあき 澤田 正昭	保存科学	東北芸術工科大学文化財保存修復研 究センター長	東名遺跡保存活用計画策定委員 会委員
いわお ゆう しろ 岩尾 雄四郎	地質学	佐賀大学 名誉教授	
しまだ じゅん 嶋田 純	地下水	熊本大学大学院先導機構 特任教授 熊本大学 名誉教授	
ささき やすひと 佐々木 靖人	地質・工法	国立研究開発法人土木研究所 地質 研究監	

東名遺跡保存モニタリング委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東名遺跡を将来にわたって保存していくため、東名遺跡保存モニタリング委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、東名遺跡の保存モニタリング結果について確認し、遺跡の保存環境を監視していくために必要な事項について、協議・検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部文化振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。